

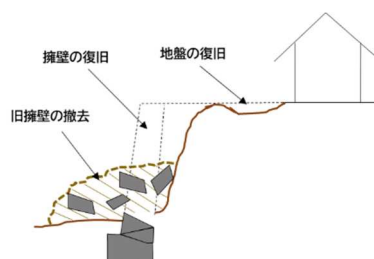
## 令和2年7月豪雨宅地復旧事業について

令和2年7月豪雨で被災した宅地復旧工事に要する経費の一部を補助します。本事業では、令和2年7月豪雨時に住宅として利用されていた宅地であることが条件です(民間企業等の寮などは含みません)。

### 対象となる工事

被災宅地の原形復旧を基本とした次の工事(構造基準を満たすものへの変更含む)

- ・のり面の復旧工事
- ・擁壁の復旧工事(旧擁壁の撤去、擁壁に関する排水施設設置工事を含む)
- ・地盤の復旧工事
- ・地盤改良工事
- ・住宅基礎の傾斜修復工事



### 対象とならないもの

- ・宅地耐震化事業などの公共事業が行われる宅地における工事
- ・分譲宅地等の宅地開発の事業とされている宅地における工事
- ・建築基準法や宅地造成等規制法などに基づく命令、監督処分等を受けている宅地における工事 など

補助金額(千円未満切捨て)

**(工事費 - 50万円) × 2 / 3      補助金上限額 6,333千円**

### 注意事項

- ・工事は、交付申請日から起算して1年以内に完了してください
- ・補助金交付決定後に工事着工してください
- ・本補助金交付要綱施行前であれば工事着工、完了していた場合でも対象となる場合があります。

その他詳細については、「令和2年7月豪雨宅地復旧事業の補助金交付手続きの流れ」、  
「南小国町令和2年7月豪雨宅地復旧補助金交付要綱」をご覧ください。

**問合せ先:南小国町役場 建設課 電話:0967-42-1114**

# 令和2年7月豪雨宅地復旧事業の補助金交付手続きの流れ

